

**平成29年第10回
土岐市教育委員会定例会会議録**

土岐市教育委員会

平成29年第10回土岐市教育委員会定例会会議録（要点筆記）

議事日程

平成29年10月17日（火曜日）午後3時00分 開議

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 平成29年第9回土岐市教育委員会定例会会議録の承認
- 日程第3 土岐市教育委員会委員長職務代理者の指定について
- 日程第4 議第19号 土岐市体育館設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
- 日程第5 議第20号 土岐市立学校以外の教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則について
- 日程第6 議第21号 土岐市学校給食センター調理業務等委託業者選定委員会設置要綱について
- 日程第7 教育長報告

本日の出席者

| | |
|----------|-----------|
| 委員 長 | 齋 木 寛 治 君 |
| 委員長職務代理者 | 大 橋 廣 君 |
| 委員 | 伊 藤 知恵子 君 |
| 委員 | 加 藤 悟 君 |
| 教 育 長 | 山 田 恭 正 君 |

説明のため出席した者

| | |
|-------------|-----------|
| 事務局長 | 可 知 路 博 君 |
| 教育次長兼学校教育課長 | 橋 本 勇 治 君 |
| 庶務課長 | 太 田 弘 君 |
| 生涯学習課長 | 奥 田 勝 利 君 |
| 文化振興課長 | 加 藤 真 司 君 |
| スポーツ振興課長 | 小 野 恭 裕 君 |
| 給食センター所長 | 水 野 英 明 君 |
| 図書館長 | 林 順 一 君 |
| 子育て支援課長 | 伊佐治 良 典 君 |
| 文化振興事業団事務局長 | 若 尾 文 臣 君 |

- | | |
|---------------|----|
| ・会議の傍聴人 | なし |
| ・会議に遅参した者 | なし |
| ・会議の公開、非公開の状況 | 公開 |
| ・教育長報告 | あり |

場所 市役所 大会議室

会議録作成者

| | |
|------|---------|
| 庶務課長 | 太 田 弘 君 |
|------|---------|

開会 午後3時00分

齋木委員長

只今から平成29年第10回土岐市教育委員会定例会を開会いたします。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第17条第2項の規定により委員長において大橋 廣君を指名いたします。

次に、日程第2 平成29年第9回土岐市教育委員会定例会会議録の内容について承認を求めます。

会議録の内容については、ご異議ありませんか。

委員一同

異議なし。

齋木委員長

異議なしと認めます。

次に、日程第3 土岐市教育委員会委員長職務代理者の指定について を議題といたします。

この件について、事務局の説明を求めます。

太田庶務課長

《資料にて説明》

齋木委員長

選挙の方法については、指名推薦により行います。

ここで暫時休憩いたします。

《休憩》

齋木委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

齋木委員長

それでは、どなたかご推薦をお願いします。

加藤委員

大橋 廣委員さんを推薦します。

齋木委員長

ただいま、委員長職務代理者に大橋 廣君をご推薦いただきました。

大橋 廣君を土岐市教育委員会委員長職務代理者に指定することにご異議ございませんか。

委員一同

異議なし

齋木委員長

異議なしと認めます。

よって大橋 廣君が、委員長職務代理者に指定されました。

なお、職務代理者の任期は、平成29年10月17日から平成30年3月31日まででございます。

次に、日程第4 議第19号 土岐市体育館設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について を議題といたします。

本件について、事務局の説明を求めます。

小野スポーツ振興課長

《資料にて説明》

齋木委員長

これより質疑・討論を行います。

質疑・討論はありませんか。

齋木委員長

なければ質疑・討論を終結いたします。

続いて採決を行います。

議第19号 土岐市体育館設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則については、原案のとおり可決する事にご異議ありませんか。

委員一同

異議なし

齋木委員長

ご異議がないようですので、議第19号議案については、原案のとおり可決する事に決しました。

続いて、日程第5 議第20号 土岐市立学校以外の教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則について を議題といたします。

本件について、事務局の説明を求めます。

太田庶務課長

《資料にて説明》

齋木委員長

これより質疑・討論を行います。

質疑・討論はありませんか。

なければ質疑・討論を終結いたします。

続いて採決を行います。

日程第5 議第20号 土岐市立学校以外の教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則については、原案のとおり可決する事にご異議ありませんか。

委員一同

異議なし

齋木委員長

ご異議がないようですので、日程第5 議第20号 土岐市立学校以外の教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則について、原案のとおり可決する事に決しました。

続いて、日程第6 議第21号 土岐市学校給食センター調理業務等委託業者選定委員会設置要綱について を、議題といたします。

本件について、事務局の説明を求めます。

水野学校給食センター所長

《資料にて説明》

齋木委員長

これより質疑・討論を行います。

質疑・討論はありませんか。

伊藤委員

公募型プロポーザルについて教えてください。

水野学校給食センター所長

市のホームページで公表しておりますように、広く公募して給食調理業務等を受託意志のある業者に応募していただきます。選定については、入札ではなく業者より企画提案をいただいた中から市の条件に合うところと、優先的に交渉する相手を決定させるものです。

伊藤委員

第2条に審査基準とありますが、具体的に何があるのですか。

水野学校給食センター所長

こちらにつきましては、プロポーザル実施要領としてホームページに公表しております。内容は、給食調理業務従業者の雇用方法、人員配置、従業者の教育、研修等に基準を設け採点するものです。

伊藤委員

第1条に学校給食センター調理業務等とあり、この「等」とは調理業務以外に何を委託するんですか。

水野学校給食センター所長

現状、調理員が行うすべての業務のことです。調理業務以外で、例えば、清掃ですが、調理に付随して発生する業務のことです。

伊藤委員

従来の説明では、栄養士さんが献立作成され管理しているため、人数が不足する調理部門だけ委託すると理解していたんですが、それが将来拡大解釈されることによりこの「等」が栄養士の業務まで委託することに繋がりませんか。

水野学校給食センター所長

委託するに当たりまして仕様書がございますので、その内容を逸脱して業務をお願いすることはございません。

伊藤委員

栄養士がメニューを作成すること、食材の購入や購入先を委託することは無いと考えていいですか。

水野学校給食センター所長

今回の仕様書にその内容は入っておりませんので委託しません。

伊藤委員

今回の議案の委員会は、あくまでも業者選定だけだから、来年3月31日までで終了し、その後の業者の監督指導に関しては関与しないということによろしいですか。

水野学校給食センター所長

その通りでございます。その後の監督管理は市側で行うこととなります。

伊藤委員

そうしますと、選定された業者を給食センターだけが管理監督することとなるんですか。随時監督する組織を設置せず、給食センターだけにお任せして大丈夫でしょうか。

水野学校給食センター所長

業者に委託する期間が決まっておりますし、契約は市との契約でございます。給食センターだけでなく市とも併せて管理してまいります。

大橋委員

なぜ委託をしなければならないかということですが、例えば、

職員が少ないとか、今の職員ではできない等のためのプラスαのことですね。ということは、現在の職員、非常勤の嘱託職員はそのままということですね。現状の職員は解雇することなくプラスされるということによろしいですね。

水野学校給食センター所長

今回の業務委託は、調理部門の業務委託であります。調理に携わる職員は正規職員と日日雇用の職員がおります。正規職員に関しては市の中で他の部署への人事異動の形となります。日日雇用職員については、業務委託をする業者と雇用契約する方もいればそのまま退職される方もいらっしゃると思われまます。そこで引き続き勤務を希望される日日雇用職員の方については雇用していただける業者を選定したいと考えております。

大橋委員

雇用する、しないは、契約する業者が決定することですね。

従来は職員全員の雇用を断られても市としては何も言えないということですか。新しい職員を業者側が連れてきて、今までの職員は1人も雇用しない可能性もあるんですか。

水野学校給食センター所長

雇用は確保していただきたいので、プロポーザルにおいて雇用の確保の仕方も提案していただきます。その提案の中で、引き続き雇用に意欲のある業者は高評価になるよう考えております。

伊藤委員

委員会の設置期間は来年3月31日までですが、委託業者との契約は何年契約ですか。

水野学校給食センター所長

契約期間は平成30年4月1日から平成33年7月31日までの3年4ヶ月であります。

伊藤委員

なぜ、7月31日といった年度途中で日にしたのか、また3年とした根拠を教えてください。

水野学校給食センター所長

7月31日としましたのは、現在配送業務を別の会社に委託しております。今は別の会社ですが将来的に配送業務を含めた委託を考えておりますので、契約終了年は違いますが、終了月を合わせることから始めさせていただいたことから7月末とさせていただきました。

また、契約期間を3年としたことについては、業務受託に当り毎年契約とした場合、雇用の面など準備に負担がかかることから参入業者減少につながるものが懸念されます。また、あまりにも長期的な契約は、途中で業務内容の変更したい状況になってもなかなか対応が難しいこともあり3年が妥当と考えました。

伊藤委員

調理部門の委託を岐阜県下また、東濃地域で委託している、もしくは、近いうちに委託する予定のある自治体はありますか。

また、今回の業者は全国どこの業者であっても応募できるのですか。

水野学校給食センター所長

応募の対象は全国どこの業者でも可能です。

近隣の自治体の状況ですが、詳細な資料が手元にございませぬが、瑞浪市は実施しております。多治見市は調理場が3か所ございませぬが1か所は委託しております。他に、可児市、美濃加茂市が実施しております。

伊藤委員

多治見市、瑞浪市、可児市、美濃加茂市において、いつから業務委託を行っておりますか。また、その中で今までに何等かの問題があったことは聞いていますか。

水野学校給食センター所長

委託の開始がいつからであるかは、手元に資料がございませぬので詳細はお答えできませんが、3、4年程度前から委託していたと思います。

また、問題があったとは聞いておりませぬ。

伊藤委員

問題が起きているかそうでないかを、各市の給食センターを管理している部署に書面で確認してもらえますか。

問題があるならば、土岐市としてそれを踏まえた上で委員会が対応できると思いますし、業者選定の際にそういった知見を持って臨めることができれば、よりいい選定ができると思いますのでよろしく願います。

水野学校給食センター所長

実施してみたいと思います。

可知事務局長

書面での照会を、とのことですが、先方が回答してくださるか

といったこともございます。問い合わせはしますが書面の回答か、口頭での回答かは先方の意向によることをご容赦願います。

伊藤委員

次回その報告をお願いします。

水野学校給食センター所長

わかりました。

伊藤委員

3条の9人の委員の内訳ですが、1～5の中での配分を教えてください。

水野学校給食センター所長

1～4までについては1人ずつです。5の教育委員会関係者については、教育長以下、事務局長、教育次長その他、センター職員であります。

伊藤委員

給食センター運営委員会の構成メンバーはどのような方ですか。

水野学校給食センター所長

P T Aの母親委員会、学校の先生、教育委員会、市長部局職員です。

伊藤委員

この委員会で選定するに当たり、内容は公開ですか。

水野学校給食センター所長

内容まで公開いたしません、結果については公表する予定です。

大橋委員

現実問題として、神奈川県で委託業者の美味しくない弁当に関する問題がございました。写真など見ると、あまりにも可哀そうに思えてくるわけですが、上手に委託することができて、今より良くなればよろしいと思います。大学の学食を経費節減の目的で委託業者を変更したとき、年を追うごとに内容が悪くなり学生からも不満が出て改めて公募して業者を変更したこともございました。

委託するということは、相手に任せてしまうこととなるわけですので、その辺りは注意してやっていただきたいと思います。

水野学校給食センター所長

献立については市が作成します。食材の選定についても市が行うことから、提供する物の質が落ちることはございませんのでご

理解いただきたいと思います。

可知事務局長

少し補足いたします。献立の作成につきましては、文部省のときの通達でございますが、学校給食の合理化について、ということで、例えば、パート職員の活用であるとか、場合によっては業務の委託については実施しても構わないとされています。ただし、献立の関係につきましては、民間委託の実施に当たり設置者が直接責任を持つものであるから委託の対象にしてはいけないと明記されております。

今回の委託は、調理の他、調理に伴う洗浄、清掃であり、先ほどの通達を遵守してまいりますのでご理解の程よろしく申し上げます。

伊藤委員

食材の調達については委託しないということによろしいですか。

可知事務局長

献立作成の際に材料指定します。その献立は栄養士が行います。

この流れは、今後も変わらないとご理解いただきたいと思います。

伊藤委員

業務委託期間が、30年4月1日から33年7月31日とありますが、その間に問題が生じた場合、契約解除ができる内容になっているのでしょうか。

水野学校給食センター所長

契約前ですので契約書自体作成しておりませんが、大きな問題が起きた場合には契約解除できる条文を盛り込む形で対応したいと思えます。

伊藤委員

初めての業務委託ということで、委託をすることに不安を持つ保護者もいらっしゃると思えます。3年契約したら余程のことが無い限り契約解除できないということだけでなく、特に初めの1年、2年は親、子供の意見が吸収できるようなアンケートを実施する等、積極的に問題が無いかのチェックを厳しくし、選定した業者で良かったという声が出てくるような取り組みをしていただきたい。

選定委員会は業者選定までかもしれませんが、その後、業者に対する指導、意見を行える場を持ち、業者とお互いが高めあえる

ような取り組みを構築していただきたい。

山田教育長

学校給食センター運営委員会というものがございます。この委員会が正しく伊藤委員が言われた組織であります。この委員会には医師会、薬剤師会からも来ていただいております、給食全般に係る問題点や、保護者の代表からは、保護者の意見を集約されたものを出していただきながら、委託業務が適正になされているかどうか、この委員会で積み重ねていきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

齋木委員長

十分討議されたと思っておりますので、これで質疑・討論を終結します。

続いて採決します。

日程第6 議第21号 土岐市学校給食センター調理業務等委託業者選定委員会設置要綱については、原案のとおり可決する事にご異議ありませんか。

委員一同

異議なし

齋木委員長

ご異議がないようですので、日程第6 議第21号 土岐市学校給食センター調理業務等委託業者選定委員会設置要綱については、原案のとおり可決する事に決しました。

続いて日程第7 教育長報告 をお願いいたします。

山田教育長

《教育長報告》

齋木委員長

只今、教育長から報告のありました事項に関し、質疑等はございませんか。

大橋委員

私も作品の展示を見に行きました。

我々の時代の研究とは比べ物にならないすごいものばかりです。

ちょっとした論文でした。あれは親が手伝えるものでなく子供の発想でしかできないものばかりでした。そんな作品がいっぱい並んでいました。優秀な作品については表彰してもらえるのですか。

山田教育長

土岐市の表彰の制度を去年より設けました。

大橋委員

市の子供の優秀な作品を見られることはとても楽しいものです。ましてその作品が県のトップとなったことについては、うれしいものでしたので今後もよろしくお願いします。

齋木委員長

他にはございませんか。

質疑等がないようですので、終結いたします。

これで、本日の日程全部を終了しました。

これをもって、平成29年 第10回 土岐市教育委員会定例会を閉会いたします。

閉 会 午後3時50分